

(A-7-0-338)

緬甸独立ニ關スル日緬條約締結要領(案)

(昭一八、六、五)

一 立案ノ趣旨

(一) 獨立指導要綱ハニ基キ獨立ト共ニ締結スヘキ日緬間ノ條約ハ必要ノ最少限度ニ止ム

(二) 右條約ハ我方ノ獨立承認ノ意思表示、戰爭完遂ノ爲ノ協力及戰後ノ協力關係ヲ裨スル單一ノ「條約」トラシメ附屬協定ヲ設ケ

ス

(三) 右條約ハ對等ノ同盟條約ノ形式トス

ニ 構成及要旨

(一) 前文

第一項ニ於テ帝國政府ノ緬甸承認ノ意思表示ヲ爲ス

第二項ニ於テ大東亜ノ安寧確保及睦誼ニ關スル協力關係ヲ我邦シ之カ障礙ヲ排除スルノ決意ヲ表示ス

極

三 註文

(一) 大東亜戦争遂行ノ爲ノ軍事上、政治上及經濟上ノ有ラユル協力ニ關スル規定

關スル規定

(二) 軍事行動繼續中日本軍ノ軍事の措置許容等ニ關スル規定

平和克復シタル場合ノ日本軍ノ撤去ニ關スル規定

(三) 大東亜國際機關施設ノ規定ニ關スル規定
(必要ナル協力指嚮ヲ審議スル爲大東亜地域各國代表者ト共ニ

定期又ハ臨時會合ヲ行フヘキ旨ノ規定)

(四) 條約實施ノ期日及有効期限ニ關スル規定

本條約案ノ指導要綱(及要領)トノ關係

根本的範圍トシテ本條約ハ前記ノ如ク同業、平等、公開的トナ
ス關係上指導要綱中ノ事項ヲ本條約ヲ以テ大キク包括的ニ規定シ
實際の處理ハ事實上ノ指導、緬甸側ノ法則、國際約定ノ形式ニ依
ラザル外交文書ノ往復等ニ依リ實現スルモノトス

尙爲念主ナル事項ニ付説明スレハ左ノ如ク

〔外交上ノ提携（要綱第一二）

政治ノ協力ニ關スル規定及大東亞防衛機構ニ關スル規定ニ

依ル

〔軍事上ノ自由行動及協力（要綱第一三）

軍事上ノ協力ニ關スル規定ニ依ル（必要ニ辨シ軍事協定ヲ締結

ス）

〔經濟、金融、交通通信、交易等ニ關スル協力（要綱一五、一六

一八、一九）

經濟上ノ協力ニ關スル規定ニ依ル

交通通信等ニ關スル事項ニ付テハ軍事上ノ協力ニ關スル規定ニ

依ル場合多カルベシ

同級間ニ關スル事項（要綱第八）

事實上ノ指導又ハ海軍訓練等ニ依ル

陸軍案

一、帝國ハ緬甸國ニ對シ專任ノ特命全權大使ヲ派遣駐節セシム

二、帝國ノ對緬指導ハ軍事ニ關シテハ駐緬陸海軍最高指揮官、其他ニ

關シテハ駐緬全權大使ヲ通シテ行フ

但シ當分ノ間現地ニ於ケル對緬指導ハ駐緬帝國陸軍最高指揮官統

轄シテ之ヲ行フ